

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-13)

施策名	目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築					
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等を着実に実行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。					
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、3Rイニシアティブに基づき国際的に3Rを推進することにより、循環型社会の形成を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	737	652	634	672
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	△ 108	-
		合計(a+b+c)	737	652	526	-
執行額(百万円)	719	570	(※記入は任意)	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	インフラ輸出戦略(平成29年度改訂版)					

測定指標	資源生産性(GDP÷天然資源投入量)(万円/トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		12年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	×
		24.8	37.8	37.8	38.2	-	-	46.0	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	循環利用率(循環利用量÷総物質投入量)(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		12年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	△
		10.0	16.1	15.8	15.6	-	-	17.0	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-
	廃棄物最終処分量(百万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		12年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	○
		56.0	16.3	14.8	14.3	-	-	17.0	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 資源生産性については、平成22年度以降横ばい傾向にあり、目標値の達成に向けた状況は厳しくなっている。一方、循環利用率は近年横ばいとなってきているが、目標を達成する見込みである。廃棄物最終処分量は目標値を超過達成している。また、我が国循環産業の海外展開に向けて、発展途上国との協力覚書等に基づく協力関係の構築を進めるとともに、アジア太平洋3Rフォーラム等を通じて、着実にアジア各国における3Rの取組を推進している。
	施策の分析	測定指標の中で、目標値を達成していない資源生産性は、GDPを我が国に投入される天然資源等投入量で割った値であり、その改善のためには、GDPの増大、又は天然資源等投入量の削減を図る必要がある。平成22年度以降、GDPはほぼ横ばいである一方で、東日本大震災等の影響により、天然資源等投入量が横ばいになっている。このように、資源生産性は、経済・社会動向によって大きく左右されるため、その数値の評価が難しいところであるが、今後、外的要因を可能な限り排除したり、又は、補助的な指標を用いることで、適正な評価・分析を行っていく。

未	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>【測定指標】</p> <p>G7やG20等における国際的な資源効率性に関する議論や、SDGs、富山物質循環フレームワーク、国連環境計画(UNEP)国際資源パネル(IRP)やOECDの報告書を等の国際動向を十分に踏まえつつ、目標・指標の検討を行い、第四次循環型社会形成推進基本計を策定した。また、上流側での取組を強化し、ライフサイクル全体での取組を進めていくことにより、各指標を向上させていく。</p> <p>また、3Rイニシアティブやインフラシステム輸出戦略(29年5月)に基づき、我が国循環産業の海外展開の更なる促進を図り、焼却施設やリサイクル設備等の年間輸出量(総額)を拡大させていく。これに併せて、我が国の焼却施設におけるダイオキシン対策及びその抑制実績等についても適宜発信していく。</p> <p>なお、廃棄物の最終処分量については、第4次循環型社会基本計画において2025年度で1,300万トンとの目標を立てており、当該目標の達成に向けて着実に取り組んでいく。</p>
---	---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次循環型社会形成推進基本計画中の指標の改善状況について検討するWGを設置し、指標・目標の達成状況とその要因分析を行った。 ・基本計画に記載された施策については、2R(リデュース(廃棄物等の発生抑制)及びリユース(再利用))に関する意見交換会や、地域循環圏形成推進のための研修を開催し、専門家の知見を伺った。 ・上記の取組を含めた循環型社会形成施策全体について、中央環境審議会循環型社会部会において有識者の審議を踏まえて点検・評価報告書を作成した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第3回点検結果について(平成29年5月中央環境審議会)
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	循環型社会推進室長	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	-----------------------	--------------------	-----------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-14)

施策名	目標4-2 各種リサイクル法等の円滑な施行によるリサイクル等の推進					
施策の概要	各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する					
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	647	467	442	449
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	400	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	1,047	467	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	240	430	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略 二. 戦略市場創造プラン テーマ2:クリーン・経済的なエネルギー需給の実現					

測定指標	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(千トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
		-	「別紙のとおり」						△
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	家電リサイクル法における特定家庭用機器の回収率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
		-	「別紙のとおり」						△
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	31年度	
		-	「別紙のとおり」						△
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
		-	「別紙のとおり」						-
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバック類)の再資源化率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	各年度	
		-	「別紙のとおり」						○
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万トン]	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
	-	「別紙のとおり」						△	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		
容器包装リサイクル法に基づき再商品化されたもののうちペットボトルへ再商品化された割合[%]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
	-	「別紙のとおり」						×	
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>○容器包装リサイクル法については、全市町村に対する分別収集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトルが前年に引き続き9割を超えた。一方で、分別収集量については、ペットボトル、プラスチック製容器包装、飲料用紙製容器、その他の色のガラス製容器は近年横ばいとなっている。</p> <p>○家電リサイクル法については、平成28年度の再商品化率において、家庭用エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の全品目について法定基準が引き続き達成されている。また家電リサイクル法における回収率については、平成28年度は50.7%となっており、一定の成果を上げている。</p> <p>○食品リサイクル法については、業種別に設定された平成31年度における再生利用等実施率の目標に対して、食品製造業では既に達成されているが、食品小売業、食品卸売業及び外食産業では達していない。</p> <p>○建設リサイクル法については、特定建設資材(建設発生木材)の再資源化等率が、平成20年度89.4%、平成24年度94.4%となっており、平成30年度までの目標(95.0%)に向けて着実に成果を上げている。国土交通省による実績調査が、次回は平成30年度に予定されている。</p> <p>○自動車リサイクル法については、自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)、ガス発生器(エアバッグ類)のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。</p> <p>○小型家電リサイクル法については、小型家電の回収量が、平成26年度に5万トン、平成27年度に6万7千トン、平成28年度に6万8千トンと着実に増加している。</p> <p>○我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(ビジネスモデル支援)については、高度なりサイクルやリサイクル促進のための社会スキーム形成等をビジネスモデルとして実証する事業者への支援を行っている。「容器包装リサイクル法に基づき再商品化されたもののうちペットボトルへ再商品化された割合」については、ペットボトルからペットボトルや食品容器等への物性を損なわない水平リサイクルの推進に向けた課題(技術を持つリサイクラーの育成、運搬や再商品化に要する低コスト化、サプライチェーンの構築等)を把握している。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>○容器包装リサイクル法の分別収集計画量について、ここ数年向上が見られないのは、容器包装リサイクル法が市町村参加型の分別収集に関する促進法であり、市町村は、容器包装廃棄物の焼却・埋立て量の削減メリットと、分別収集・選別保管に係る費用支出とを勘案しながら参加を検討している背景があるものと考えられる。また、更なるリサイクルの促進に向けては、容器包装の生産者やそれを使用する消費者等の各々がリサイクルに関する認識を高め、責任を持って行動することが重要である。</p> <p>○食品リサイクル法に基づく再生利用等実施率については、分別の困難性等の理由から、食品流通の川下にいくほど低下する傾向にある。今後、特に川下での再生利用促進のため、排出事業者に対してセミナー等を通じた情報提供を行うとともに、市町村が食品リサイクル推進に対して積極的に関与するようを求めていくことが必要である。</p> <p>○家電リサイクル法の回収率について、アクションプランに基づく各種の取組の効果が一定程度生じていると考えられることから、引き続き、同プランに基づく取組を一層推進していくことが必要である。</p> <p>○小型家電リサイクル促進に向けた市町村支援事業および優良事例の横展開を通じて、市町村による効果的なピックアップ回収、ステーション回収の促進を図り、回収量の向上を目指す。</p> <p>○自動車リサイクルの推進・質の向上にむけては、再生資源利用拡大や環境配慮設計の推進が必要である。</p> <p>○建設リサイクルについては、解体業者による分別解体、リサイクル事業者による建設廃棄物の再資源化などを推進していく必要がある。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策・測定指標】 ○容器包装リサイクル法については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月31日)において、「既に参加している市町村や消費者の取組促進、これまでの努力や貢献に対する評価及びその国際比較の可能性の検討、未参加市町村の参加促進方策の一つとして、国全体としての目標の設定について検討を開始すべきであり、そのため、まずは容器包装全体のフローを整理した上で、目標設定に向けてどのような指標が適当かの検討を進めるべき」とされており、これを踏まえ、今後マテリアルフローの整理を予定している。マテリアルフローの整理に伴い、適宜目標値等について更新を行う予定である。 ○家電リサイクル法については、法定の再商品化率と製造業者等が実際に達成している再商品化率との間に乖離が生じていることを踏まえ、今後のリサイクル技術の進展や資源相場の変動といった事情も考慮しながら、実態に即した適切な水準となるよう、法定水準を引き上げた(平成27年4月1日施行)。また、平成27年3月に家電リサイクル法の基本方針に回収率目標を設定し、平成28年3月に、家電リサイクル制度の関係主体における連携した具体的な取組と取組目標及びその評価・点検の方法について定め、回収率目標を確実に達成するためのアクションプランを策定している。 ○食品リサイクル法については、平成27年7月に策定した新たな基本方針において、食品関連事業者の業種ごとの再生利用等実施率について、平成27年度から平成31年度までの新たな目標(食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%)を盛り込んだところ。食品関連事業者の目標は、食品関連事業者の再生利用等に関する努力のみによって達成されるものではなく、食品循環資源の再生利用等を促進するため、国、地方公共団体、再生利用事業者、農林漁業者等及び消費者が連携しつつ、それぞれ積極的に役割を果たすことが重要であるとしている。 ○建設リサイクル法については、特定建設資材(建設発生木材)の再資源化等率の向上のため、引き続き、特定建設資材に係る分別解体等の現状の変化に応じて、適切な分別解体による再資源化の方針の検討を行う必要がある。 ○小型家電リサイクル法については、平成24年8月に公布され、平成25年4月に施行されたところであり、安定的な制度の推進を図るため市町村等の参加を促進していく必要がある。小型家電の回収量の目標設定については基本方針において、目標の達成状況、社会経済情勢の変化などを踏まえることとしており、平成30年秋に予定している審議会等の議論を踏まえ、必要な調査・見直しを行う予定である。 ○資源有効利用促進法については、パソコン及び小型二次電池の再資源化率の更なる向上のため、引き続き、製造業者等に対して調査を実施していく必要がある。 ○自動車リサイクル法については、平成27年9月に、中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会において施行状況の評価・点検がなされた。この中で、現在の自動車破碎残渣の再資源化率に加えて、新たに、解体・破碎段階を含めた自動車全体のリユース・リサイクルの進捗に関する目標・指標について検討を行うべきとの指摘を受けた。これを踏まえて、必要な調査・検討を実施する予定である。 ○我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(ビジネスモデル支援)については、目標値の達成に向けて、引き続き、適切なリサイクルの推進に係る検討を進める必要がある。 ○また、平成30年6月に閣議決定された「第4次循環型社会形成推進基本計画」に沿い、資源・廃棄物制約、海洋ゴミ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいく。このため、再生不可能な資源への依存度を減らし、紙や生分解性も含めたバイオマスプラスチック等の再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略(「プラスチック資源循環戦略」)を策定し、これに基づく施策を進めていく。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○中央環境審議会循環型社会部会の容器包装の3R推進に係る小委員会、家電リサイクル制度評価検討小委員会、食品リサイクル専門委員会、自動車リサイクル専門委員会、小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会において、各種リサイクル法の施行状況等について専門家の知見を伺った。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(環境省) ○家電リサイクル実績について(経済産業省、環境省) ○食品リサイクルの現状(農林水産省、環境省) ○建設副産物実態調査結果について(国土交通省) ○資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について(経済産業省、環境省) ○自動車リサイクル法の施行状況(経済産業省、環境省) ○第三次循環型社会形成推進基本計画 ○一般廃棄物の排出及び処理状況等について(環境省)</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>リサイクル推進室長</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成30年8月</p>
--------------	--------------------------------	----------------------------	------------------	-----------------	----------------

指標

測定指標			1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千トン] ア. ガラス製容器 イ. 紙製容器包装 ウ. ペットボトル エ. プラスチック製容器包装 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%] 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材: %) 5. 自動車リサイクル法における自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] ア. 自動車破碎残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類) 6. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万トン] 7. 容器包装リサイクル法に基づき再商品化されたもののうちペットボトルへ再商品化された割合(ペットボトル) 8. ペットボトルの国内再商品化率(国内再資源化量/指定ペットボトル販売量)								
年度ごとの目標値			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標年度	目標値
指標1	ア	年度ごとの計画値	810	807	781	779	771	770	770	30年度	770 (計画値)
		実績値	798	782	788	766					
	イ	年度ごとの計画値	133	132	136	136	112	114	114		114 (計画値)
		実績値	90	82	80	77					
ウ	年度ごとの計画値	306	305	305	306	292	291	291	291 (計画値)		
	実績値	302	292	293	298						
エ	年度ごとの計画値	846	759	763	770	745	751	751	751 (計画値)		
	実績値	734	731	746	739						
指標2	-	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	56	-	30年度	56
		実績値	49	53.1	52.2	50.7					
指標3	ア	年度ごとの目標値	85	85	95	95	95	95	95	平成27年度～平成31年度	95
		実績値	95	95	95	95					
	イ	年度ごとの目標値	70	70	70	70	70	70	70		70
		実績値	58	57	60	65					
ウ	年度ごとの目標値	45	45	55	55	55	55	55	55		
	実績値	45	46	47	49						
エ	年度ごとの目標値	40	40	50	50	50	50	50	50		
	実績値	25	24	23	23						
指標4	-	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	95	95	30年度	95
		実績値	調査中	調査中	調査中	調査中					
指標5	ア	年度ごとの目標値	50	50	70	70	70	70	70	各年度	50(～26年度) 70(27年度～)
		実績値	96.0～97.7	-	96.5～98.8	97.3～98.7					
イ	年度ごとの目標値	85	85	85	85	85	85	85	85		
	実績値	93.7～94.6	-	93～94	93～94						
指標6	-	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	14	14	30年度	14
		実績値	2.40	5.05	6.69	6.79					
指標7	-	年度ごとの目標値	13	15	16	-	-	-	-	32年度	30
		実績値	11.2	12.9	10.6	15.9					
指標8	-	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	32年度	70
		実績値	44.6	47.6	46.5	46.8					

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2
(環境省29-15)

施策名	目標4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)								
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。								
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。								
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度				
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	48,766	39,086	37,052	36,966			
		補正予算(b)	44,771	90,272	54,894	-			
		繰越し等(c)	▲ 15,095	▲ 13,144	23,551				
		合計(a+b+c)	78,442	116,214	115,497				
執行額(百万円)	76,148	110,326	110,783						
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	国土強靱化基本計画 廃棄物処理施設整備計画								
測定指標	1(1) 一般廃棄物の排出量(百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		12年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	△
		55	45	44	44	43	調査中	41	
	年度ごとの目標値	/							
	1(2) 一般廃棄物の排出量(kg/人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		12年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	△
		433	350	346	343	338	調査中	325	
	年度ごとの目標	/							
	2 一般廃棄物のリサイクル率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	×
		21	21	21	20	20	調査中	27	
	年度ごとの目標	/							
	3(1) 一般廃棄物の最終処分量(百万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	○
4.7		4.5	4.3	4.2	4.0	調査中	4.0		
年度ごとの目標	/								
3(2) 一般廃棄物の最終処分量(kg/人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	○	
	36	35	34	33	31	調査中	31		
年度ごとの目標	/								
一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	基準値	実績値					目標値	達成	
	22年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	○	
	33	30	27	24	24	調査中	33		
年度ごとの目標値	/								

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり
	(判断根拠) 現時点において、一般廃棄物の排出量は、目標値を達成する見込みである。一般廃棄物の最終処分量及び一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、目標量を達成した。 リサイクル率については、平成7年度の約10%から平成19年度の約20%まで向上したが、以後、ここ数年間横ばい状態が続いており、目標値に到達していない。

評価結果	施策の分析	<p>○環境省では、一般廃棄物の適正処理・3Rを推進するため、3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)を市町村に示す等の取組を進めてきた。</p> <p>○リサイクル率については、その分母にあたる廃棄物排出量、分子にあたる総資源化量ともに近年微減傾向にあり、結果として20%程度で横ばいで推移している。総資源化量の減少のほとんどは紙類の減少によるものである。また、総資源化量の約5割を占める中間処理後再生利用量(市町村等が処理をして資源化された量)は横ばい、約3割弱を占める集団回収量(市民団体等による回収量(市町村等把握分))と約2割強を占める直接資源化量(再生業者に引き渡した量)は減少傾向にある。</p> <p>今後、金属類、ガラス類等、個別の品目毎の動向等についても更なる分析を行い、リサイクル率向上のための有効な対策を検討、実施する必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>○一般廃棄物の適正処理・3Rを総合的に推進することが重要であるとの認識に立ち、市町村の取組を支援すべく様々な対策を実施する。</p> <p>○財政的支援としては、引き続き循環型社会形成推進交付金制度による廃棄物処理施設の整備を推進する。また、技術的支援としては、3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)の更なる普及等により、市町村の3Rの取組支援を行う。</p> <p>○上記に加え、リサイクル率の向上のため、リサイクル率が横ばいになっている要因分析を更に進めるとともに、廃棄物排出量の削減及び再生利用量の増加のための取組を今後より一層推進する。</p> <p>○さらに、災害時においても、市町村が廃棄物の適正処理・再生利用ができるよう災害廃棄物対策を推進する。</p> <p>○上記の取組を通じて、測定指標に掲げた目標値の達成を目指す。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会等
-----------------	-----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	日本の廃棄物処理(平成28年度版)
---------------------------	-------------------

担当部局名	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物適正処理 推進課長	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	--------------------------	--------------------	-----------------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-16)

施策名	目標4-4産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)					
施策の概要	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理を推進する。					
達成すべき目標	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	7,199	7,048	7,770	10,060
		補正予算(b)	2,177	2,198	2,710	-
		繰越し等(c)	▲2186	391	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	7,190	9,636	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	7,034	9,345	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第三次循環型社会形成推進基本計画					

測定指標	産業廃棄物の排出量 (百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	△
		419	381	379	385	393	391	390	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	産業廃棄物のリサイクル率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		19年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	△
		52	52	55	53	53	53	56	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	産業廃棄物の最終処分量 (百万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		19年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	○
		20	12	13	12	10	10	13	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	PCB廃棄物(変圧器類・コンデンサー類)の処理 (台)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	37年度	-
		-	194,304	228,124	256,191	283,358	312,854	332,000	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	PCB廃棄物(安定器・汚染物)の処理(t)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	37年度	-
-		1,920	3,292	4,621	6,451	8,261	13,700		
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			
電子マニフェストの普及率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	34年度	×	
	-	35	39	42	47	53	70		
年度ごとの目標		-	-	-	50	-			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の最終処分量は、前倒しで目標を達成した。排出量、リサイクルはわずかに目標に届いていないものの、達成する見込みである。 PCB廃棄物に関しては、平成37年度までの全量処理を目指し着実な進展が見られる。 電子マニフェストの普及率の平成28年度末までの目標は平成28年度中にはわずかに達成できなかったものの、平成29年9月に目標を達成した。

評価結果	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき類や鉱さい、ばいじん等の主要なリサイクル用途は建設資材等に集中していることから、建設需要が低下した場合や地域によって需給バランスが異なった場合には行き先を失う可能性がある。このため、今後は、再生材の新規用途への利用促進や地域間での需給調整のための対策が必要となるほか、長期的には日本全体としての需給バランスについても十分に考慮する必要がある。加えて、資源価格などの社会動向にも配慮して取組を進めて行く必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について、引き続き施策の総合的かつ計画的な推進が必要である。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年1月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を変更したことに伴い、平成28年度以降の測定指標を見直した。 ・更なる産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等に向け、引き続き取組を進めてまいりたい。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会等
-----------------	-----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	産業廃棄物排出・処理状況調査等
---------------------------	-----------------

担当部局名	環境再生・資源循環局	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物規制課長	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	------------	--------------------	---------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-17)

施策名	目標4-5廃棄物の不法投棄の防止等					
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進 ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進 ・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制の推進 					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現 ・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現 ・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現 					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	663	632	574	651
		補正予算(b)	2,487	1,246	901	-
		繰越し等(c)	▲231.7	1,333	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	2,919	3,211	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	2,733	3,161	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次循環型社会形成推進基本計画 ・未来投資戦略2017 					

測定指標	支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		26年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	×
		90	110	90	100	95	-	50	
	年度ごとの目標値		115	102	91	81	72		
	特定支障除去等事業の件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	34年度	×
		-	13	13	13	12	12	0	
	年度ごとの目標		13	13	13	13	10		
	産業廃棄物の不法投棄の新規発見件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		27年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	×
		143	159	165	143	131	-	100	
	年度ごとの目標値		-	142	131	122	115		
	バーゼル条約締約国会議で採択される、拠出プロジェクト関連のガイドライン等数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	31年度	○
		-	-	0	3	0	1	4	
	年度ごとの目標値			0	1	0	2		
	バーゼル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		26年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	○
9		5	9	20	6	2	0		
年度ごとの目標値		-	-	-	8	4			
クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案(件)	基準値	実績値					目標値	達成	
	-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	○	
	-	0	0	0	0	0	0		
年度ごとの目標値		0	0	0	0	0			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展有り。
	(判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の不法投棄の新規発見件数は目標値には届かなかったものの、年々減少している。 ・バーゼル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数は、26年度、27年度と増加傾向にあったものの、28年度、29年度は年々減少し、目標を達成した。

評価結果	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> 支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数は減少しているものの、不法投棄の新規発生件数は近年横ばいで推移しており、未だ撲滅には至っていないことから、引き続き、未然防止・拡大防止対策の徹底を図っていく必要がある。 また、廃棄物処理法に基づく基金による支援については、平成27年度に有識者等による検討会を開催し、平成28年度以降の支援のあり方について検討した結果、引き続き基金を通じて国及び産業界による支援を行うことが適当であるとされたところ。 廃棄物等の越境移動の適正化の推進については、年々、輸入国からの通報が年々減少していることから、引き続き、税関が実施する輸出貨物検査の立会いや未然防止の対策を図っていくこととする。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現、有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現、廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現のために、今後も不断の取組が必要である。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要指標である、支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数については、前倒しで目標を達成したことから、更に高い目標を設定し取組を推進する。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会等
-----------------	-----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成28年度)について 支障除去等に対する支援に関する検討報告書
---------------------------	--

担当部局名	環境再生・資源循環局	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物規制課長	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	------------	--------------------	---------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2
(環境省29-18)

施策名	目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理					
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。					
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な汚水処理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	117	128	129	88
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	117	128	129	
執行額(百万円)	114	128	113			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	国土強靱化基本計画 廃棄物処理施設整備計画					

測定指標	浄化槽適正普及管理率(%) = 合併浄化槽基数 × 11条検査率(合併) / 浄化槽全数	基準値	実績値					目標値	達成
		○年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	×
	年度ごとの目標値		24	26	27	28	調査中	40	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④進展が大きくない (判断根拠) 平成28年度の目標39%に対して、平成28年度の実績値は28%である。また、ここ数年の実績値は微増のため、現状のままでは平成30年度の目標値40%を達成することは困難である。
	施策の分析	合併処理浄化槽の普及率だけでなく、適切な管理をなされている浄化槽の状況を把握するために本測定指標を定めているところである。しかし、この測定指標の基となる全浄化槽中に占める合併処理浄化槽の普及率は46%(H28)→47%(H29)、合併処理浄化槽の11条検査受検率は58%(H28)→59%(H29)とともに年間1~2%ずつの微増となっており、大幅に改善しているとは言えない。今後、浄化槽の適正管理や汚水処理普及率の増加を促し、水環境を保全するためにも、合併処理浄化槽への転換施策の一層の充実と、11条検査受検率向上についての啓発を強化する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 効率的な汚水処理施設整備を進めるため、下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、面的整備の一層の推進を図る。残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進する。特に、老朽化した単独処理浄化槽、公共所有の単独処理浄化槽について、重点的に転換を実施する。 【測定指標】 従来の浄化槽適正普及管理率の達成は困難である。今般、新たな施策を講じることとしたことから、以下の指標を設定した。 ・浄化槽整備区域内の人口普及率 ・浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の設置基数割合

学識経験を有する者の知見の活用	学識経験者や業界関係者に委員として参加いただき、次期廃棄物施設整備計画などについて検討を行っている「浄化槽の整備に関するワーキンググループ」での議論を施策分析、方向性などに反映。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成24~28年度末の汚水処理人口普及状況について」(農林水産省、国土交通省、環境省調べ)
---------------------------	--

担当部局名	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	浄化槽推進室長	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	------------------------------------	--------------------	---------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-19)

施策名	目標4-7 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)					
施策の概要	東日本大震災により発生した災害廃棄物の安全かつ迅速な処理を推進する。					
達成すべき目標	災害廃棄物のできるだけ早期の処理・処分を完了する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	23,133	35,749	32,137	28,337
		補正予算(b)	0	891	0	-
		繰越し等(c)	15,061	1,418	2,183	
		合計(a+b+c)	38,194	38,058	34,320	
	執行額(百万円)	24,586	34,327	14,498		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	災害廃棄物の処理割合	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	○
	%	97	99	99	99	99	100		
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) ○岩手県と宮城県を含む12道県において、災害廃棄物の処理は目標通り平成26年3月末までに完了。 ○福島県についても平成27年3月末までに、一部の損壊家屋の解体と国による可燃物の代行処理を除き、概ね処理を完了。
	施策の分析	○東日本大震災からの1日も早い復旧・復興のために、災害廃棄物の早期処理完了は不可欠であり、平成26年3月末までの処理完了を目指して、施策を実施(岩手県と宮城県沿岸部に31基の仮設焼却炉と22箇所の仮設破碎選別施設を設置。18都府県で約62万トンの災害廃棄物の広域処理を実施。)。その結果、岩手県と宮城県を含む12道県については目標通り、災害廃棄物の処理を完了し、さらに災害廃棄物の約82%、津波堆積物の約99%を再生資材として公共事業等にて利用した。 ○平成26年3月末までに処理完了が困難であった福島県の一部地域について、平成25年8月末に処理の進捗状況等を総点検し、今後の見通しを公表した。この見通しに基づき、きめ細かな進捗管理を実施しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指して、施策を実施している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 処理が完了していない福島県の一部地域については、進捗管理を実施しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を行う。 【測定指標】 災害廃棄物の処理については、その処理割合が100%になることを目標に進めることが適当である。岩手県と宮城県の災害廃棄物の処理は目標通り完了しており、上記測定指標により福島県についてもできるだけ早期の処理完了を目指す。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物適正処理推進課長	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	----------------------	--------------------	-------------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-20)

施策名	目標4-8 東日本大震災等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策					
施策の概要	災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を推進する。					
達成すべき目標	東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理について、平時の備えから大規模災害発生時の対応も含めた対策の推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,150	3,704	3,641	3,315
		補正予算(b)	9,532	39,381	7,322	-
		繰越し等(c)	13,952	2,855	30,172	
		合計(a+b+c)	24,634	45,940	41,135	
執行額(百万円)	23,519	43,379	39,726			
平成29年度実施施策に係る政策評価書	第三次循環型社会形成推進基本計画 廃棄物処理施設整備計画 国土強靱化基本計画					

測定指標	市町村における災害廃棄物処理に関する計画策定率	基準値	実績値					目標値	達成
		2013年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2025年度	○
		8%	8%	9%	9%	21%	24%	60%	
		年度ごとの目標値		-	-	-	10	20	
	ごみ焼却施設における老朽化対策率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		2013年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	○
		77%	77%	79%	88%	91%	93%	85%	
		年度ごとの目標		-	-	-	-	-	
	熊本地震において発生した災害廃棄物処理進捗率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		2016年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	○
		0%	-	-	-	50%	99%	100%	
		年度ごとの目標		-	-	-	30%	99%	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成 (判断根拠) 全測定指標において、年度ごとの目標を達成した。
	施策の分析	・平成28年度に引き続き、全ての測定指標について目標を達成した。 ・目標年度における目標達成に向けて引き続き進捗管理を行い、取組を進めて行く必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・万全な災害廃棄物処理体制の構築に向けて、引き続き市町村における災害廃棄物処理計画策定に関する取組を更に強化することが必要である。また、近年の災害対応から得た課題を踏まえ、災害廃棄物処理の更なる迅速化を図っていく。 【測定指標】 ・平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、市町村における災害廃棄物処理計画策定率に関する測定指標を見直した。 ・更なる災害廃棄物処理体制の構築に向けて、近年の災害対応から得た課題を踏まえ、引き続き取組を進めてまいりたい。

学識経験を有する者の知見の活用	災害廃棄物対策推進検討会 等
-----------------	----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	災害廃棄物処理対策の取組状況等の調査結果 等
---------------------------	------------------------

担当部局名	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室災害廃棄物対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	災害廃棄物対策室長	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	--------------------------------	--------------------	-----------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-21)

施策名	目標4-9 東日本大震災への対応(特定復興拠点の整備)					
施策の概要	福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画)に基づいて、特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。					
達成すべき目標	帰還困難区域の復興・再生のため、福島復興再生特別措置法に基づき、市町村が定める帰還困難区域内に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	-	-	30,904	69,037
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-16,886	-
		合計(a+b+c)	-	-	14,018	-
執行額(百万円)	-	-	13,701	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 福島復興再生基本方針 総理施政方針演説「福島では、帰還困難区域において復興再生拠点の整備が動き出しました。2022年度を目指し、除染やインフラ整備を進めます。」(2018年1月・抜粋) 					

測定指標	区分	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		特定復興再生拠点区域における除染	平成30年3月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、これに基づき、自治体や関係省庁と連携しながら、順次、除染工事に着手している。	各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に定める通り	各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき除染を進める
特定復興再生拠点区域における廃棄物の処理	平成30年3月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、これに基づき、自治体や関係省庁と連携しながら、順次、家屋等の解体工事に着手している。	各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に定める通り	各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき廃棄物の処理を進める	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 平成30年3月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、これに基づき、自治体や関係省庁と連携しながら、順次、家屋等の解体・除染工事に着手(双葉町、大熊町については平成29年度中に着工。)するなど、着実に取組を進めているため。
	施策の分析	平成30年3月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、その後も順次計画が策定されており、引き続き、各自治体の計画に基づき、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域における家屋等の解体・除染とインフラ整備等とを一体的に進めることが重要。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、福島復興再生特別措置法に基づき、各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、自治体や関係省庁と連携しながら、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域における家屋等の解体・除染とインフラ整備等とを一体的に進めていく必要がある。そのため、次期についても現状の目標を維持する。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境再生事業担当 参事官室 特定廃棄物対策担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境再生事業担当参事官 特定廃棄物対策担当参事官	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	-----------------------------------	--------------------	-----------------------------	----------	---------